

被災された方のための 生活支援情報

第 48 号
平成 26 年 8 月 27 日
仙台市復興事業局生活再建推進室

TEL 214・8559 FAX 214・5130
〒980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1

「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」の申請について

市では、「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」の対象となり得る方に申請書をお送りし、申請の受け付けを行っています。

「臨時福祉給付金」は平成26年1月1日時点で仙台市に住民登録されており、平成26年度分の個人市民税（均等割）が非課税の方が対象です。また、「子育て世帯臨時特例給付金」は平成26年1月分の児童手当を受給されている方（所得制限あり）が対象です。

■申請期限

平成27年1月28日(水)

■申請方法

申請書に必要な事項を記入して、必要な書類と一緒に郵送してください。

◆臨時福祉給付金の申請には、①振込先口座の通帳の写しと②申請される方全員分の本人確認書類（健康保険証など）の写しが必要です。これらの書類が添付されていない場合、臨時福祉給付金を支給することはできませんので、ご注意ください

◆申請書の書き方が分からない場合、申請書を紛失された場合や支給対象と思われる方で申請書が届かない場合は、下記「仙台市臨時給付金専用ダイヤル」にご連絡ください

■給付金の振り込み

申請内容を確認後、支給決定額をお知らせした上で、指定いただいた口座に給付金を振り込みます。

◆審査の結果、給付金を支給できない場合もありますので、ご了承ください

◆申請から口座への振り込みまでに1か月半以上かかる場合がありますので、ご了承ください

■留意事項

各給付金は、平成26年1月1日時点で住民登録していた市町村から支給されます。市町村によって申請期限などは異なりますので、平成26年1月1日時点で他の市町村に住民登録されていた方は、当該市町村にお問い合わせください。

問い合わせ 仙台市臨時給付金専用ダイヤル ☎745・7584（平日8:30～17:00）

災害義援金の追加配分を行います

宮城県災害義援金配分委員会において、義援金の追加配分が決まりました。対象となるのは、次の方・世帯です。

- ①死亡・行方不明者のいる世帯
- ②災害障害見舞金支給対象となった方
- ③半壊以上の世帯
- ④津波浸水区域における半壊以上の世帯（加算）

◆既に「東日本大震災災害義援金申請書」を提出している方は、今回の追加配分に際し、新たな申請は必要ありません。10月中旬に振り込みを完了する予定です

問い合わせ 被災者支援情報ダイヤル ☎214・3805（平日9:00～17:00）

復興公営住宅見学会

復興公営住宅の申し込みを検討されている方を対象に、見学会を開催します。詳しくは同封のチラシをご覧ください。

◆日時—9月16日(火)～19日(金)10:00～15:00

◆会場—鶴ヶ谷第二復興公営住宅

◆直接会場へ

問い合わせ 復興公営住宅室 ☎214・8333

※裏面にもお知らせがあります

市役所・区役所などの電話番号

仙台市役所 ☎261・1111(代)
青葉区役所 ☎225・7211(代)
宮城野区役所 ☎291・2111(代)
若林区役所 ☎282・1111(代)

太白区役所 ☎247・1111(代)
泉区役所 ☎372・3111(代)
宮城総合支所 ☎392・2111(代)
秋保総合支所 ☎399・2111(代)

仙台市ホームページ
<http://www.city.sendai.jp/>
仙台市携帯電話用ホームページ
<http://www.city.sendai.jp/m/>

障害者虐待防止相談ダイヤル

障害のある方が、「家族や親族、同居している人」「障害者施設・障害福祉サービス事業所の職員」「事業主」から虐待を受けている場合の相談・通報等を受け付けます。

問い合わせ 障害者虐待防止相談ダイヤル☎214・8551（24時間対応）、FAX214・8552

※区役所障害高齢課・総合支所保健福祉課、精神保健福祉総合センター、障害者総合支援センター、北部発達相談支援センター、南部発達相談支援センターでもご相談いただけます

市営住宅入居者募集

◆申し込み受け付け＝9月16日まで

◆入居募集のごあんない＝9月5日から市役所国分町分庁舎2階仙台市建設公社募集収納課、市役所本庁舎1階市民のへや、区役所総合案内、総合支所、青葉区役所戸籍住民課仙台駅前サービスセンター（アエル5階）、証明発行センター、各区中央市民センター、生涯学習支援センター、宮城県住宅供給公社、市営住宅管理事務所で配布

◆申し込み方法＝入居を希望する住戸1戸を選び、「入居募集のごあんない」に添付の申込書を専用封筒で9月16日までに郵送で。申し込み多数のときは抽選。

◆入居可能日＝11月26日（予定）

◆申し込みできる方＝次の条件を全て満たす方①現在住宅に困っている②現在同居中か、同居しようとする親族（婚約者・内縁の方を含む）がいる（ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた方・身体障害者手帳1～4級の方・生活保護を受けている方等は、単身の申込が可）③市内に住所または勤務地がある④収入が所得月額で15万8000円以下。ただし高齢の方・障害のある方・未就学児がいる方は、所得月額で21万4000円以下（収入の計算方法は「入居募集のごあんない」をご覧ください）⑤市町村民税等の滞納がない⑥暴力団員でない（同居予定者を含む）⑦その他資格要件を満たす。なお、東日本大震災により住宅を失った方、福島復興再生特別措置法により居住を制限されている方も申し込みできます（上記②、③、④の条件が緩和されます）

◆募集団地・住戸タイプ、家賃、入居資格などについて詳しくは、「入居募集のごあんない」をご覧ください。
・配偶者等からの暴力被害者の方の申し込み条件等については、お問い合わせください

◆例年6月、9月、12月、3月に定期募集を、7月に母子・父子世帯対象募集を、1月に子育て世帯対象募集を実施しています

問い合わせ 仙台市建設公社募集収納課☎214・3604

★「被災された方のための生活支援情報」の送付先の変更や、送付の停止については、仙台市復興事業局生活再建推進室☎214・8559までご連絡ください。